

KNC NETWORK NEWS

2015年10月3日 発行

気になる記事: ゆうちょ銀の出資解禁、中小企業に成長資金

ゆうちょ銀行は地方の経済活性化などを目的に地銀などと共同で投資ファンド(基金)を設立する。安定運用を原則とした郵貯マネーが、地方の中小企業にリスクマネーとして供給されるのは初めて。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

http://www.kngroup.jp

経営一言: サラリーマンとして成功したければ、まずサラリーマン根性を捨てることだ。

(阪急創業者・小林 一三氏)

ー所長コメント: どんな時、どんな場所でも、自分の立ち位置を考えておくこと。常に上位の立場に自分を置いて、上司は何を考えているのだろうか、自分だったらどうするだろうかと考えて行動すること。ー

役員の変更登記忘れに注意 《経営》

平成18年5月1日の会社法施行前までは、役員任期は取締役が2年、監査役は4年であり、任期の伸長は基本的に認められていませんでした。

しかし、会社法施行によって、非公開会社は役員(取締役及び監査役)の任期を10年まで伸長することができるようになりました。

そこで、中小企業では、平成18年5月1日以降の取締役の任期が満了するタイミングで、役員任期を10年に伸長する定款変更をする会社が多々ありました。

平成18年に任期が満了するということは、取締役は平成16年から任期が始まっていることとなります。任期を10年に変更した場合、平成26年で任期が満了することになりますので注意が必要です。

役員変更登記が遅れた場合、過料を科される可能性があるだけでなく、最後に登記をした時から12年が経過すると休眠会社としてみなし解散になってしまうからです。

(4)仕入商品の価格または販売価格が低下して、安売りが目立つようになった。

営業マンの基本行動 《経営》

従来の酒屋等の御用聞きにどんなイメージをお持ちでしょうか。何となく酒や醤油等の注文を受けるだけの仕事と思うでしょうか。お客様の生活状況(消費サイクル・家族構成等)を観察しながら訪問しなければ、恐らく注文は獲得できないでしょう。タイミング良く訪問し、「いつもの酒と醤油をお願い」と言われれば、銘柄・ランク・分量等は確かめなくても分かるという具合です。

法人営業の得意先営業であっても、お客から好かれる営業マンと嫌われる営業マンがいます。お客の現況を知らずに行う営業は、時間ロスが大きいためにお客から一番嫌われます。前もって、お客の沿革・取扱商品・規模・得意先等の概要を確認しておく必要があります。次に、商品説明は詳しくするが、お客の事情や購入に伴う納品体制・支払条件・購入ロット等の相談をじっくり聞かない営業マンも歓迎されません。当然、メモを取らない営業マンも困ります。後日の行き違いの原因になるからです。また、お客が取引後に心配することは、商品に関する問い合わせやクレームに真剣な対応をしない営業マンです。極端な場合は、担当の営業マンや窓口が明確になっていないこともあります。

基本行動は他にも多種ありますが、以上のような行動が首尾良く出来ない営業マンは、根本から職務改善をしなければなりません。

個人の資産で災害により被害を受けた場合の取扱い 《税務》

個人申告所得税(確定申告)において、雑損控除(所得控除)が受けられます。

対象資産は、生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産です。

対象とならない資産は、書画、骨とう、貴金属等については一個又は一組の価額が30万円超のもです。

又、通勤のために使用していた車であれば、「生活に通常必要な資産」として雑損控除の対象となる。

ただ、対象となるかどうかは、保有目的や使用状況から判断されます。

本人だけではなく、納税者と生計を一にしているその年の総所得金額等が38万円以下の配偶者や親族でも結構です。

損害を受けた資産の「損害金額」は、原則、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基に計算されます。

ただし平成26年分からは、減価償却資産については、納税者の選択により、その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を控除した金額(簿価)を基にして損害金額を計算することができることとされました。

損害を受けた資産の取壊しや現状回復のための支出(災害関連支出の金額)も雑損控除の対象となりますが、災害関連支出の金額を証明する書類を添付等して提示する必要があります。

ゴルフ会員権の売却損 《税務》

「生活に通常必要ではない」とされる資産を譲渡したときに生じた損失は、給与所得などのほかの所得から控除できる「損益通算」ができません。税務上、「生活に必要ではない」とされるのは、①競走馬、その他射幸的行為の手段になる動産、②主として趣味、娯楽、保養、鑑賞の目的で持っている不動産、③②と同様の目的で持っている不動産以外の資産、④生活用動産のうち、ひとつ(1組)の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董です。

ゴルフ会員権やリゾート会員権は③に含まれ、平成26年4月1日以降の資産譲渡から適用されています。

価値が暴落してしまったゴルフ会員権の損失分を、せめて損益通算による所得税の税負担軽減でカバーしようとする人は多かったのですが、その手は封じられてしまったのです。